

令和7年度 京都市立音羽川小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 学校のいじめの防止等基本方針の目的、基本的な考え方

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、国における検証及び基本方針の改定をうけて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等基本方針の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

本市の現状を分析し、学校として「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように行う。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成 ※緊急対応時はこの限りではない。

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任
学年主任 子ども支援委員 スクールカウンセラー

(2) 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関する年間計画」の作成・確認
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・いじめ対策委員会の児童・保護者への周知方法や時期の決定
【学校ホームページ（学校だより）や朝会等】
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

3 いじめの防止等の取組に係る「学校評価」の評価指標

(1) 対策会議の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組

- ・全教職員が学校いじめの防止等基本方針の内容を理解し、組織的対応に努めている。
- ・いじめ事案ごとのいじめ対策委員会を開催する。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会を実施する。

(2) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・学校園やプランターに季節を通して花を育て、心の落ち着く環境づくりを実施。
- ・「人権学習に関する掲示物」を定期的に更新して掲示。
- ・落書きや汚れを常に意識した、整理整頓された居心地の良い空間の維持。

イ 授業改善

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・「自己決定の場の提供」「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「安全・安心な風土の醸成」を常に意識した授業による自己指導能力の獲得。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。（お互いを見て話す・聞く態度）
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においていた学習内容や学習形態の工夫。
- ・1時間の授業の流れがわかる板書計画や、教材の準備。（ユニバーサルデザイン）

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・「考え、議論する道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な社会性、規範意識の育成をねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「なかよしの日」の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権尊重の取組。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、特別の教科道徳の授業（道徳部会による公開授業研究）の実施。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。（花背山の家、修学旅行）
- ・学校行事や児童会活動、PTA、地域と連携した体験活動などを通しての人間関係づくり。（たてわり活動）
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の命を尊重する活動の推進。

オ 児童同士の絆づくり

- ・学校内人権月間（11月）。
- ・人権集会の実施。
- ・学級活動やたてわり活動、部活動等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・児童会、地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施（あいさつ週間、5・6年生計画委員会）。
- ・委員会活動（計画委員）での啓発。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示。
- ・人とより良い関わりをするために必要なスキルを身につけるための授業（ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた授業）の設定。

力 生徒指導体制の充実

- ・生徒指導体制を充実し、「報告」「連絡」「相談」を徹底する。
- ・学校のいじめ対策委員会のメンバーを児童生徒に紹介する。

(3) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・日常の児童観察等に基づいた情報を担任・教科担任・支援に入る教員等で定期的に情報交換し共有。
- ・児童生徒・保護者の訴え（アンケート結果含む）や相談内容を共有。
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談。
- ・非行防止教室の実施（5、6年）と事後指導での全学年への発信。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに対するアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。
- ・定期的な個人懇談会の実施による相談機会の確保。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制（給食時の観察等）づくりの構築。
- ・学校評価アンケートの結果の分析。（9月、1月）
- ・定期的な「子ども支援委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。
- ・いじめに対するアンケートの結果に基づいて教育相談週間を年2回実施し、ていねいな聞き取りによる実態把握。
- ・ケース会議の定期的な開催。
- ・登校（正門、昇降口）休み時間、掃除中等の校内巡視による児童の見守り活動の実施。

(4) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、教職員個人が抱え込みます学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、丁寧な事実確認、聞き取りを徹底する。そして、被害児童の保護・支援や加害児童、保護者等への指導、周りの児童への指導を組織的に進める。
- ・教育委員会はじめ警察等関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ 『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』

前提となる基本事項

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 『学校いじめの防止等基本方針』 | 『いじめ対策委員会』 |
| | □学校いじめ防止プログラムの策定 |
| □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知 | 方法の確認・周知 |
| □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 | □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 |
| | □児童、保護者、地域への周知 |
| | □いじめの認知・解消の判断について確認 |

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、速やかに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・山科警察署と連携した非行防止教室の活用。
- ・外部から見えにくく、匿名性が高いため児童が行動に移しやすいことや、画像や動画等が拡散すると、消去が非常に困難であることを踏まえた情報モラルの学級活動の強化。
- ・学校と保護者が連携して取り組めるよう、家庭教育学級・地生連等を活用して保護者、地域へ情報モラル等の啓発を進める。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・次の①、②の定義を踏まえ、解消・改善及び再発防止に向けた取組を組織的に進める。
 - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 保護者への啓発、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、共同の取組

- ・ホームページ・学校だより・学年だより等での保護者・地域への情報発信。
- ・人権学習（11月）、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・山科警察署との連携で行う非行防止教室の保護者参観。
- ・学校ホームページの中での「学校いじめの防止等基本方針」の発信。
- ・学校運営協議会、PTA本部役員会、地域生徒指導連合会等で、学校いじめの防止等基本方針や学校の取組を情報発信、啓発。
- ・京都府警察、山科警察署との連携。

4 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、十分に連携を図り迅速に対処する。
- ・教育委員会または学校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」「年間計画と役割の明確化」「いじめ防止プログラム PDC Aサイクルの確認と共有」 子ども支援委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」「児童・保護者への広報について」 生徒指導校内研修会	入学式 学級開き 学校だよりで「いじめ対策委員の紹介」「あいさつ運動」強化週間 なかよしの日	・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2~6年)	いじめ対策委員会の周知(学校だより) 個人懇談会①
5	子ども支援委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」「いじめ等、温かく見守りたい児童の確認」 生徒指導研修会 「いじめ等、温かく見守りたい児童の共有」	なかよしの日 1年生を迎える会 たてわり活動の開始		授業参観・学級懇談会 学校運営協議会
6	子ども支援委員会③ 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」「アンケート・教育相談の結果の共有」	なかよしの日 たてわり活動 非行防止教室(5、6年) 5年花背山の家自然体験宿泊学習 11、12、13日	第1回いじめに関する記述 名式アンケートの実施	
7	子ども支援委員会④ 年間の取組の見直しPDCAサイクル① いじめアンケートの調査結果の情報共有	なかよしの日	第1回クラスマネジメントシートの実施 教育相談①	個人懇談会②
8	子ども支援委員会⑤ 生徒指導夏季研修講座 人権教育研修会			
9	子ども支援委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」「学校評価の実施に向けて」①	なかよしの日 たてわり活動 修学旅行 25、26日	「学校評価」の実施	

10	子ども支援委員会⑦ 学校いじめ防止プログラムの見直し 職員会 学校評価結果の共有	なかよしの日 運動会	第2回クラスマネジメント シートの実施	学校運営協議会
11	子ども支援委員会⑧ 生徒指導校内研修会	なかよしの日 たてわり活動	第2回いじめに関する記述 名式アンケートの実施	道徳・人権学習の授業参観 人権集会
12	子ども支援委員会⑨ いじめアンケートの調査結果の情報共有 年間の取組の見直しPDCAサイクル②	なかよしの日	教育相談②	個人懇談会③
1	子ども支援委員会⑩	なかよしの日 たてわり活動	「学校評価」の実施	
2	子ども支援委員会⑪ 「いじめ」に特化した研修会 学校評価結果の共有	なかよしの日 校内図工展		新1年入学説明会 学校運営協議会 授業参観・学級懇談会
3	子ども支援委員会⑫ 人権部研修会 年間の取組の見直しPDCAサイクル③(成果と課題)	なかよしの日 6年生を送る会 卒業式	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年) ・アンケート原本の保管(5年保存)	
<p>※年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。</p> <p>※「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。</p> <p>事案の経過や解消の確認については、定例の「子ども支援委員会」や終礼等で隨時行い情報等を共有する。</p>				